

# 秋田の森林づくり 森林整備による CO<sub>2</sub> 吸収量認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の CO<sub>2</sub> 吸収量を評価・認証する制度を定めることにより、企業や森林所有者等による森林整備を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持ち森づくり活動に参加する契機となることで、地球温暖化防止をはじめ、森林の有する多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 森林整備

植栽、萌芽整理等の森林の造成・更新作業及び下刈り、除伐、間伐等の森林の保育作業をいう。

(2) CO<sub>2</sub> 吸収量認証

認証申請者が整備した森林について、秋田県知事（以下「知事」という。）が第7条に規定する認証を行い、CO<sub>2</sub> 吸収量認証書（様式第1号）を交付することをいう。

(認証の申請者)

第3条 CO<sub>2</sub> 吸収認証の対象者は、県が行う企業による水と緑の森づくり推進事業（以下「企業による森づくり事業」という。）による協定締結企業等のほか、法人格を有する企業、NPO、ボランティア団体、森林所有者等で自ら所有する森林又は他の森林で森林整備を実施した者とする。

(認証の対象となる森林及び面積)

第4条 CO<sub>2</sub> 吸収認証の対象となる森林は、「企業による森づくり事業」の協定を締結した森林の他、森林を適正に整備するための計画書（森林施業計画等。以下「計画書」という。）の認定を受けた森林とする。また、認証の対象となる面積は、1施行地の面積がおおむね1ha以上とする。

(CO<sub>2</sub> 吸収量の算定)

第5条 認証する CO<sub>2</sub> 吸収量は、別に定める算定方法によるものとする。

算定期間は、「企業による森づくり事業」の対象森林は協定期間とし、その他は1年とする。

(認証の申請)

第6条 CO<sub>2</sub> 吸収量認証を受けようとする者は、森林整備を終了した日から1年以内の9月及び1月に、知事に認証申請書（様式第2号）を提出するものとする。

(認証)

第7条 知事は前条の申請が次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められるときは、これを認証する。

(1) 申請の対象となった森林整備が適切に実施されているか現地で確認し、認められたもの。

(2) 施行地の面積について書類及び現地で確認し、認められたもの。

ただし、現地確認の方法については別に定める。

2 知事は、前項の認証をしようとするときは、別に定める基準により、認証する CO<sub>2</sub> 吸収量を算定する。

3 知事は、認証の可否について、申請者に通知する。この場合、認定書の交付をもってこれに替えることができるものとする。

(認証の変更)

第8条 前条の認証を受けた申請者は、申請書の内容に変更が生じたときは、すみやかに認証変更申請書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の変更申請の認証について準用する。

(認証状況の公表)

第9条 知事は、第7条の認証又は前条の認証の変更をしたときは、次の各号に掲げる事項を、県のホームページに掲載する。

(1) 申請者名

(2) 森林整備の位置

(3) 森林整備の概要

(4) CO<sub>2</sub> 吸収量

(5) 認証年月日

(認証書の利用)

第10条 認証を受けた者は、認証書を社会貢献活動の証しとして広報活動に用いることができる他、「秋田県地球温暖化対策推進条例」第11条で定める、温室効果ガスの吸収量の認証とみなすことができる。

ただし、認証書は秋田県が独自の方法により森林の CO<sub>2</sub> 吸収量を評価・認証するものであり、他の制度とは関わりがない。

また、認証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成23年11月8日から施行する。